

令和 2 年第 6 回

各務原市議会定例会議案

令和 2 年 1 1 月 2 5 日

目 次

議第 8 0 号	令和 2 年度各務原市一般会計補正予算（第 1 0 号）	別冊
議第 8 1 号	令和 2 年度各務原市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議第 8 2 号	令和 2 年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議第 8 3 号	令和 2 年度各務原市水道事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
議第 8 4 号	令和 2 年度各務原市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議第 8 5 号	各務原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	1 頁
議第 8 6 号	各務原市職員の給与に関する条例及び各務原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	3 頁
議第 8 7 号	各務原市火災予防条例の一部を改正する条例について	5 頁
議第 8 8 号	各務原市小口融資条例の一部を改正する条例について	8 頁
議第 8 9 号	各務原市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について	1 0 頁
議第 9 0 号	各務原市体育施設条例の一部を改正する条例について	1 2 頁
議第 9 1 号	各務原市指定金融機関の指定について	1 6 頁
議第 9 2 号	工事請負契約の締結について（クリーンセンター外壁等改修工事）	1 7 頁
議第 9 3 号	公の施設の指定管理者の指定について（各務原市鶉沼西町交流館）	1 9 頁
議第 9 4 号	公の施設の指定管理者の指定について（学びの森駐車場ほか 7 施設）	2 0 頁
議第 9 5 号	市道路線の認定について（市道鶉 1 4 1 0 号線ほか 1 路線）	2 1 頁
議第 9 6 号	市道路線の認定について（市道鶉 1 4 1 1 号線）	2 4 頁
議第 9 7 号	市道路線の廃止及び認定について（市道那 1 1 3 8 号線）	2 6 頁
議第 9 8 号	各務原市教育委員会委員の任命について	2 9 頁

議第 85 号

各務原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

常勤の特別職職員の期末手当の支給割合を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 各務原市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和38年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

第2条 各務原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議第 86 号

各務原市職員の給与に関する条例及び各務原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市職員の給与に関する条例及び各務原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

常勤の一般職職員の期末手当の支給割合を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市職員の給与に関する条例及び各務原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(各務原市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 各務原市職員の給与に関する条例（昭和38年条例第70号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 各務原市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

(各務原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 各務原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 各務原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第3項の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(各務原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 各務原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

3 各務原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

議第 87 号

各務原市火災予防条例の一部を改正する条例について

各務原市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市火災予防条例の一部を改正する条例

各務原市火災予防条例（昭和38年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「第44条第10号」を「第44条第11号」に改める。

第11条の2第1項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう」の次に「。第12号において同じ。）をいう」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、第12号イ後段を削り、同号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第11条の2第1項中第12号を第16号とし、第11号を第12号とし、同号の次に次の3号を加える。

- (13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。
- (14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第11条の2第1項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第

2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第17条の見出し及び同条中「充てんする」を「充填する」に改め、同条第9号中「充てん又は」を「充填又は」に改め、同号オ中「充てん」を「充填」に改める。

第44条第14号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

議第 88 号

各務原市小口融資条例の一部を改正する条例について

各務原市小口融資条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市小口融資条例の一部を改正する条例

各務原市小口融資条例（昭和54年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「寡夫控除額」を「ひとり親控除額」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市小口融資条例の規定は、令和3年度以後の年度分の市民税により申込人の資格を判定するものについて適用し、令和2年度分までの市民税により申込人の資格を判定するものについては、なお従前の例による。

議第 89 号

各務原市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例
各務原市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例（平成28年条例第46号）
の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「（婚姻歴のない母又は父が寡婦（寡夫）控除の適用を受ける者とみなした場合に市町村民税が非課税となる世帯を含む。）」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の規定は、令和4年4月1日以後の放課後児童健全育成事業の利用に係る利用料の減額について適用し、同日前の放課後児童健全育成事業の利用に係る利用料の減額については、なお従前の例による。

議第90号

各務原市体育施設条例の一部を改正する条例について

各務原市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年11月25日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

弓道場を移転し、その使用料を定める等のため、この条例を定めようとする。

各務原市体育施設条例の一部を改正する条例

各務原市体育施設条例（平成元年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表各務原市川島スポーツ公園プールの項を削り、同表各務原市弓道場の項

「
中 各務原市鵜沼三ツ池町5丁目228番地 を

「
各務原市各務山の前町2丁目85番地1 に改める。
」

第2条の2を次のように改める。

（休館日及び使用時間）

第2条の2 体育施設の休館日は、12月29日から翌年1月3日までの日とする。

2 体育施設の使用時間は、別表第1に定めるとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、臨時に休館し、又は使用時間を変更することができる。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条の2関係）

名称	使用時間
各務原市総合体育館	午前9時から午後10時まで
各務原市那加地区体育館	
各務原市稲羽地区体育館	
各務原市鵜沼地区体育館	
各務原市鵜沼西地区体育館	
各務原市蘇原地区体育館	
各務原スポーツ広場	午前7時から午後10時まで
各務野スポーツの森テニスコート	
各務原市川島スポーツ公園テニスコート	午前7時から午後7時まで
各務原市川島スポーツ公園野球場	
各務原市民球場	
各務原市飛鳥球場	
各務原市川島スポーツ公園多目的グラウンド	
各務原勤労者総合グラウンド	
各務原市弓道場	午前9時から午後10時まで
各務原市総合運動公園	午前7時から午後7時まで（ただし、キャンプ場は、終日）
各務原市川島小網堤外グラウンド	午前7時から午後7時まで

別表第7各務原市川島スポーツ公園プールの部を削り、同表各務原市川島スポーツ

公園テニスコートの部中	「	400円	を	「	500円	に改め、同表各務原
	200円	250円				
	1,600円	2,000円				
	800円	1,000円				
	」			」		

市弓道場の部を次のように改める。

各務原市弓道場	専用使用	一般	1時間	3,000円
		高校生以下	1時間	1,500円
	個人使用	一般	1人1回	300円
			回数券(11枚 つづり)	3,000円
	高校生以下	一般	1人1回	150円
			回数券(11枚 つづり)	1,500円

別表第7備考中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- 3 各務原市弓道場において、夜間照明を使用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額に、専用使用の場合は1時間につき500円を、個人使用の場合は1人1回につき50円を加算した額とする。

別表第7備考に次の1号を加える。

- 5 この表において「専用使用」とは、教育委員会が認めた競技会、大会等又は学校の部活動において施設を独占して使用することをいう。

附 則

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第2条の表各務原市川島スポーツ公園プールの項を削る改正規定、第2条の2及び別表第1の改正規定並びに別表第7各務原市川島スポーツ公園プールの部を削る改正規定 公布の日
- (2) 第2条の表各務原市弓道場の項及び別表第7各務原市弓道場の部の改正規定、同表備考中第3号を第4号とし、第2号の次に1号を加える改正規定並びに同表備考に1号を加える改正規定並びに次項の規定 令和3年1月31日
- (3) 別表第7各務原市川島スポーツ公園テニスコートの部の改正規定及び附則第3項の規定 令和3年4月1日
- 2 前項第2号に掲げる規定による改正後の別表第7の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料に

については、なお従前の例による。

- 3 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の別表第7の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議第91号

各務原市指定金融機関の指定について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項の規定により、令和3年4月1日から各務原市指定金融機関に次の金融機関を指定する。

令和2年11月25日提出

各務原市長 浅野 健 司

株式会社大垣共立銀行

議第92号

工事請負契約の締結について

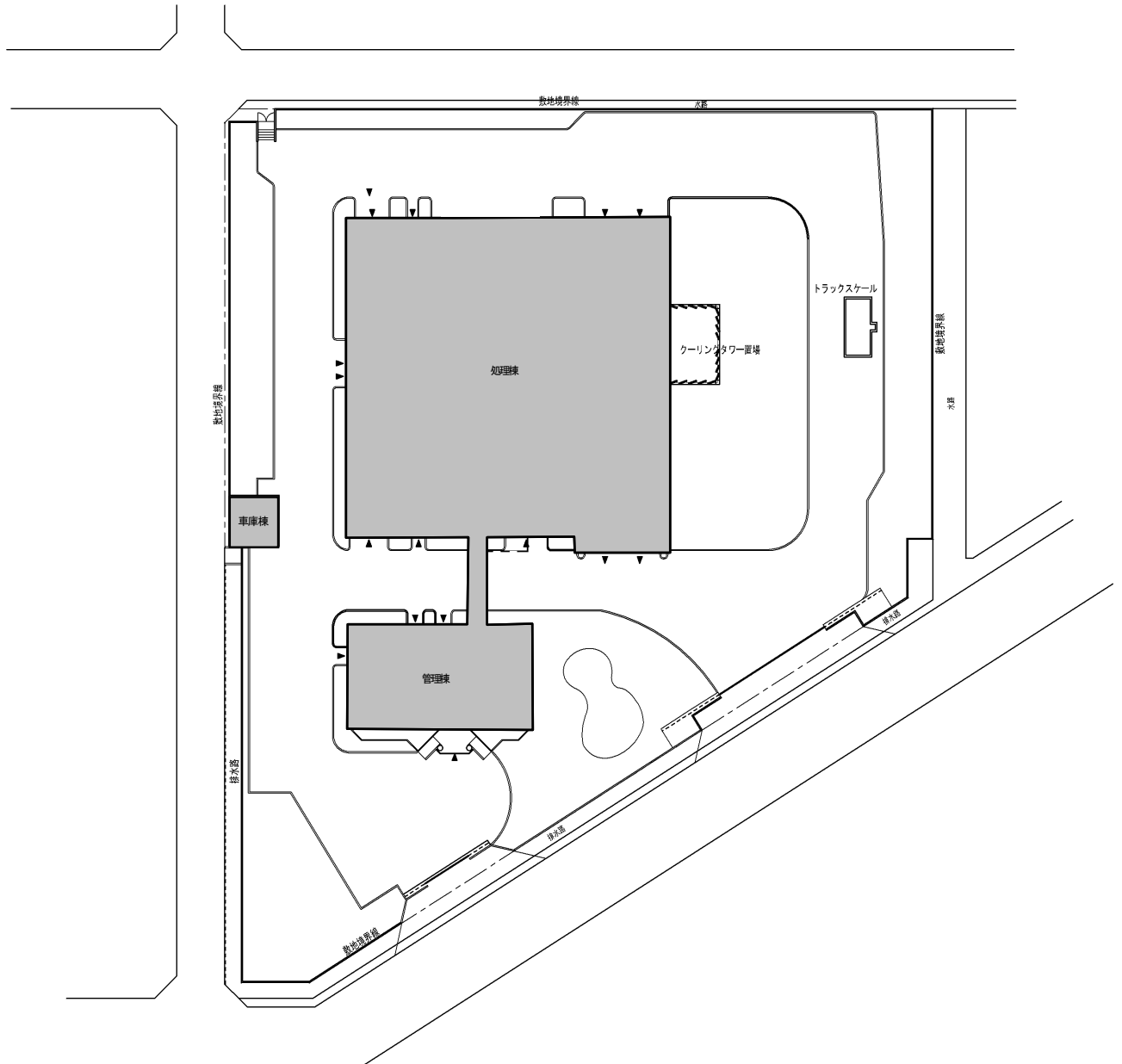
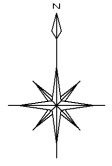
次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和2年11月25日提出

各務原市長 浅野 健 司

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | クリーンセンター外壁等改修工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 180,400,000円 |
| 4 契約の相手方 | 各務原市蘇原興亜町1丁目2番地
天龍・大竹特定建設工事共同企業体
代表者 各務原市蘇原興亜町1丁目2番地
天龍建設株式会社
代表取締役 八木重喜
構成員 各務原市鵜沼南町7丁目173番地
株式会社大竹建設工業所
代表取締役 大竹恭一 |

資料



 施工箇所

議第93号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

令和2年11月25日提出

各務原市長 浅野健司

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
各務原市鵜沼西町交流館
- 2 指定管理者となる団体の名称
各務原市鵜沼西町1丁目931番地
鵜沼西町自治会連合会
会長 東洞孝平
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第94号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

令和2年11月25日提出

各務原市長 浅野健司

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

学びの森駐車場

図書館前駐車場

市民公園通り駐車場

JR那加駅前駐車場

市民公園駐車場

市民公園北駐車場

総合福祉会館駐車場

産業文化センター駐車場

2 指定管理者となる団体の名称

愛知県名古屋市中村区名駅南2丁目14番19号

名鉄協商株式会社

代表取締役 高橋健治

3 指定の期間

令和3年6月1日から令和8年5月31日まで

議第95号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり市道路線を認定するものとする。

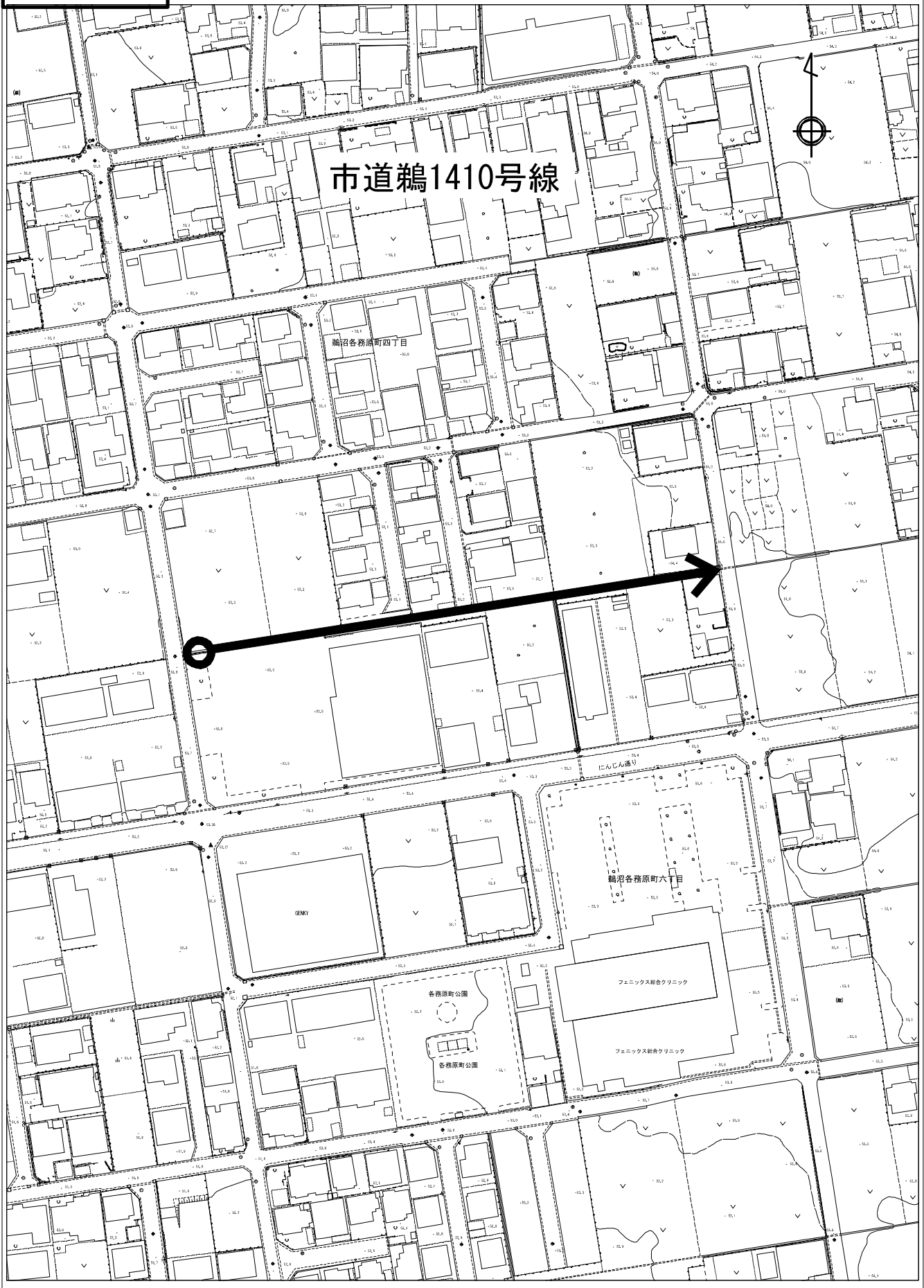
令和2年11月25日提出

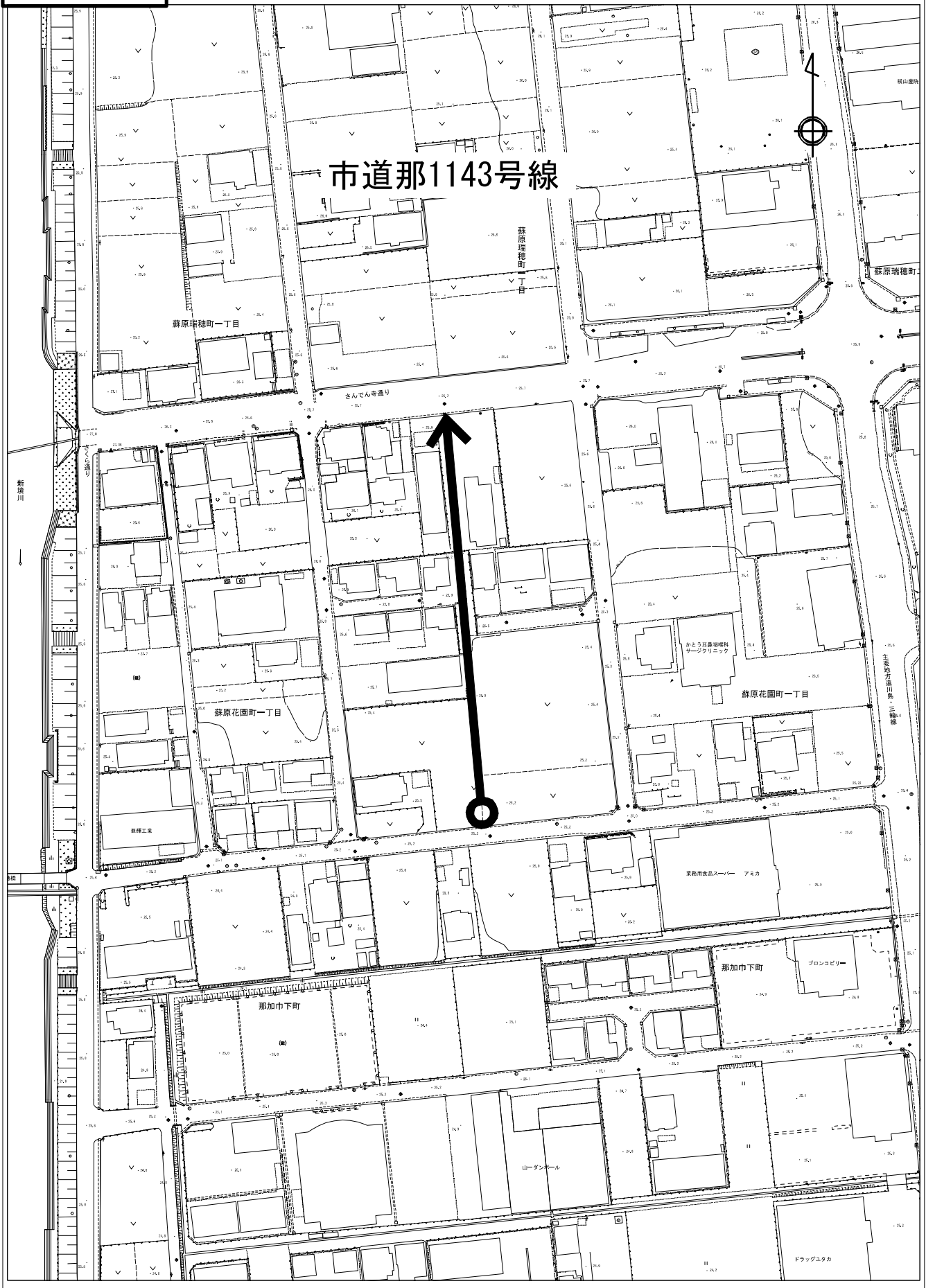
各務原市長 浅野健司

提案理由

地区計画道路を市道として認定しようとする。

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
市道 鵜 1 4 1 0 号線	各務原市鵜沼各務原町4丁目337番1	地先から
	各務原市鵜沼各務原町4丁目333番7	地先まで
市道 那 1 1 4 3 号線	各務原市蘇原花園町1丁目52番4	地先から
	各務原市蘇原花園町1丁目9番	地先まで





議第 96 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道路線を認定するものとする。

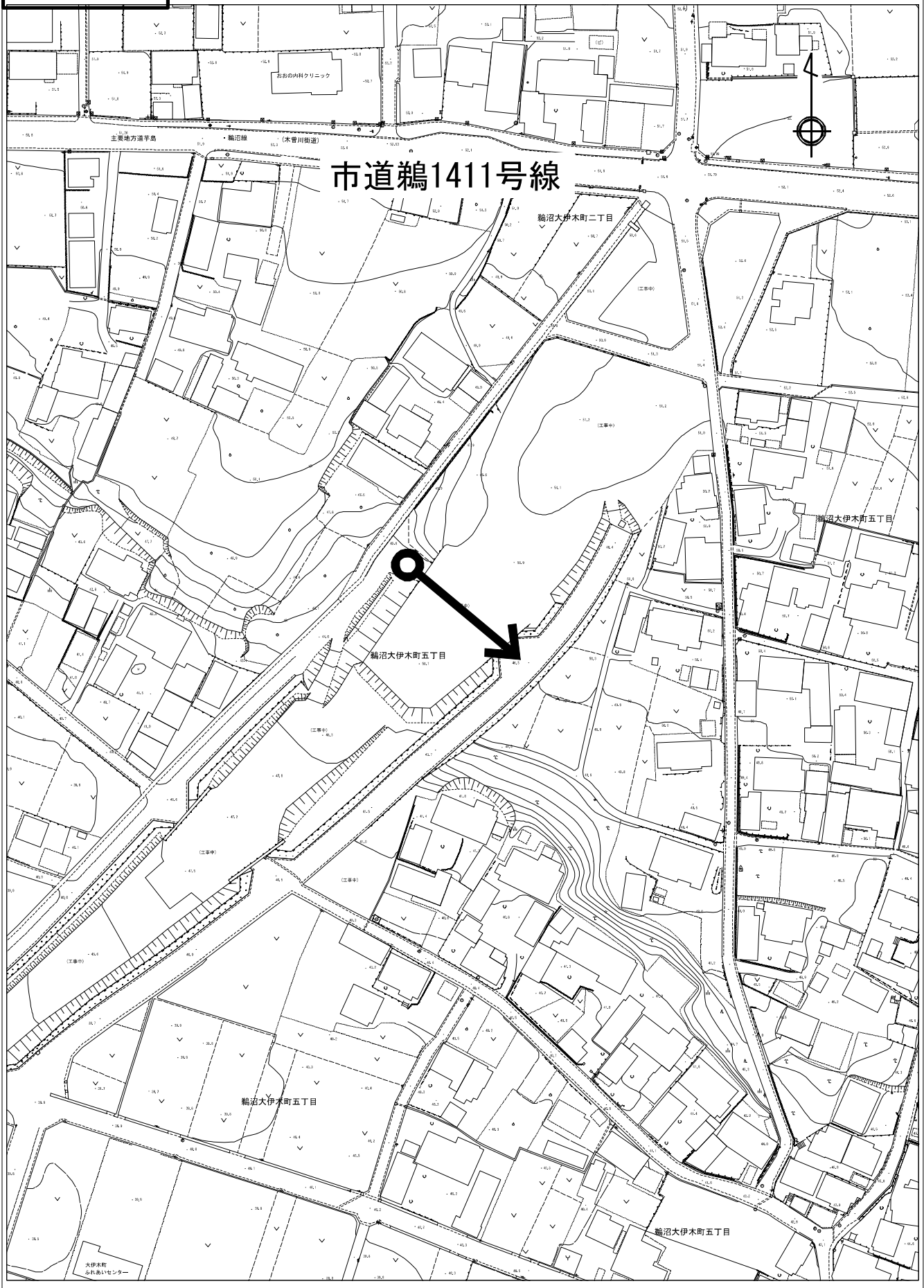
令和 2 年 11 月 25 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

都市計画道路各務原扶桑線の（仮称）新愛岐大橋の取付道路の下部を横断する函渠を市道として認定しようとする。

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 鵜 1 4 1 1 号線	各務原市鵜沼大伊木町 5 丁目 7 4 番 1	地先から
	各務原市鵜沼大伊木町 5 丁目 7 0 番 5	地先まで



議第97号

市道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項及び第8条第2項の規定により、次のとおり市道路線を廃止及び認定するものとする。

令和2年11月25日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

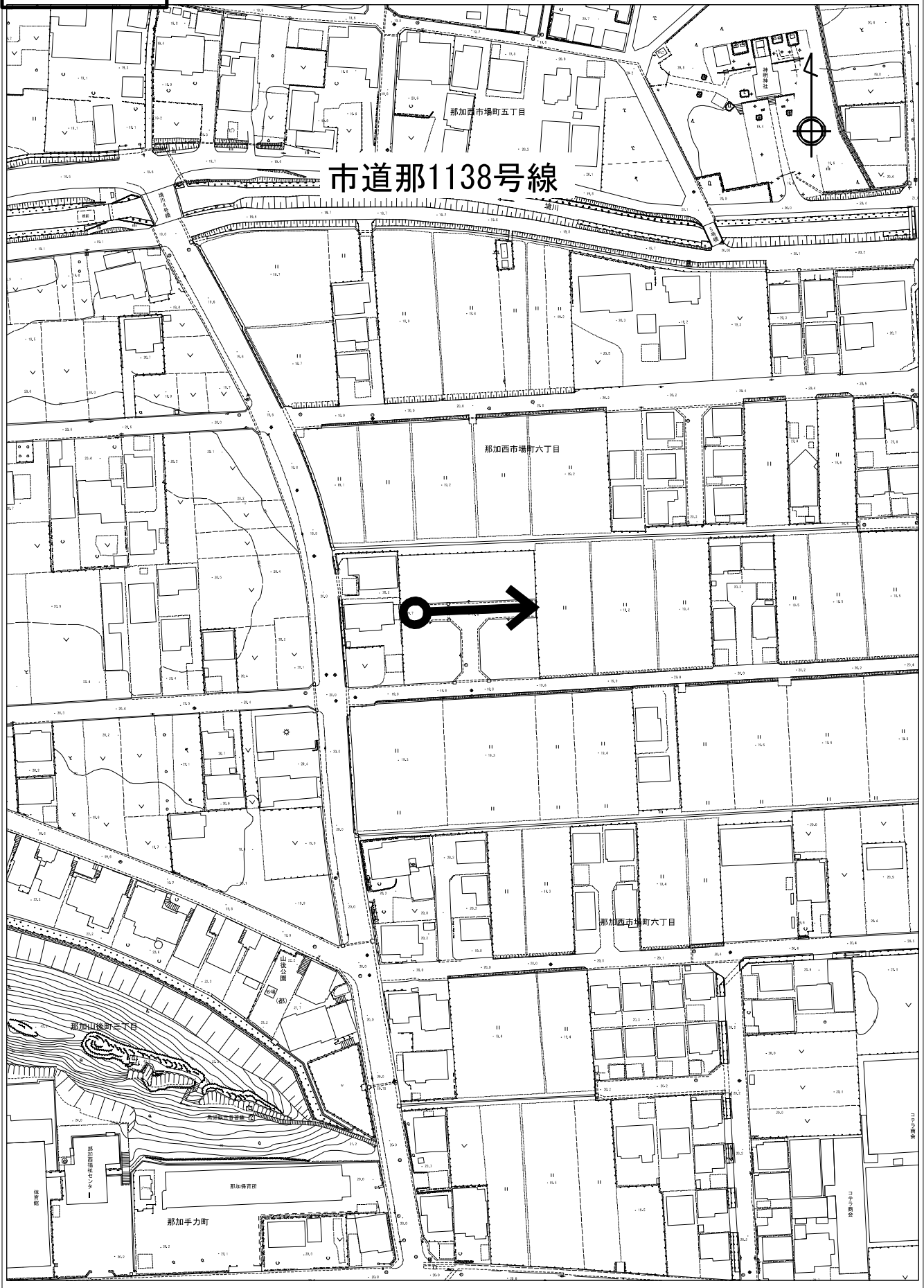
開発行為により設置された道路を市道とするため、それぞれ廃止及び認定しようとする。

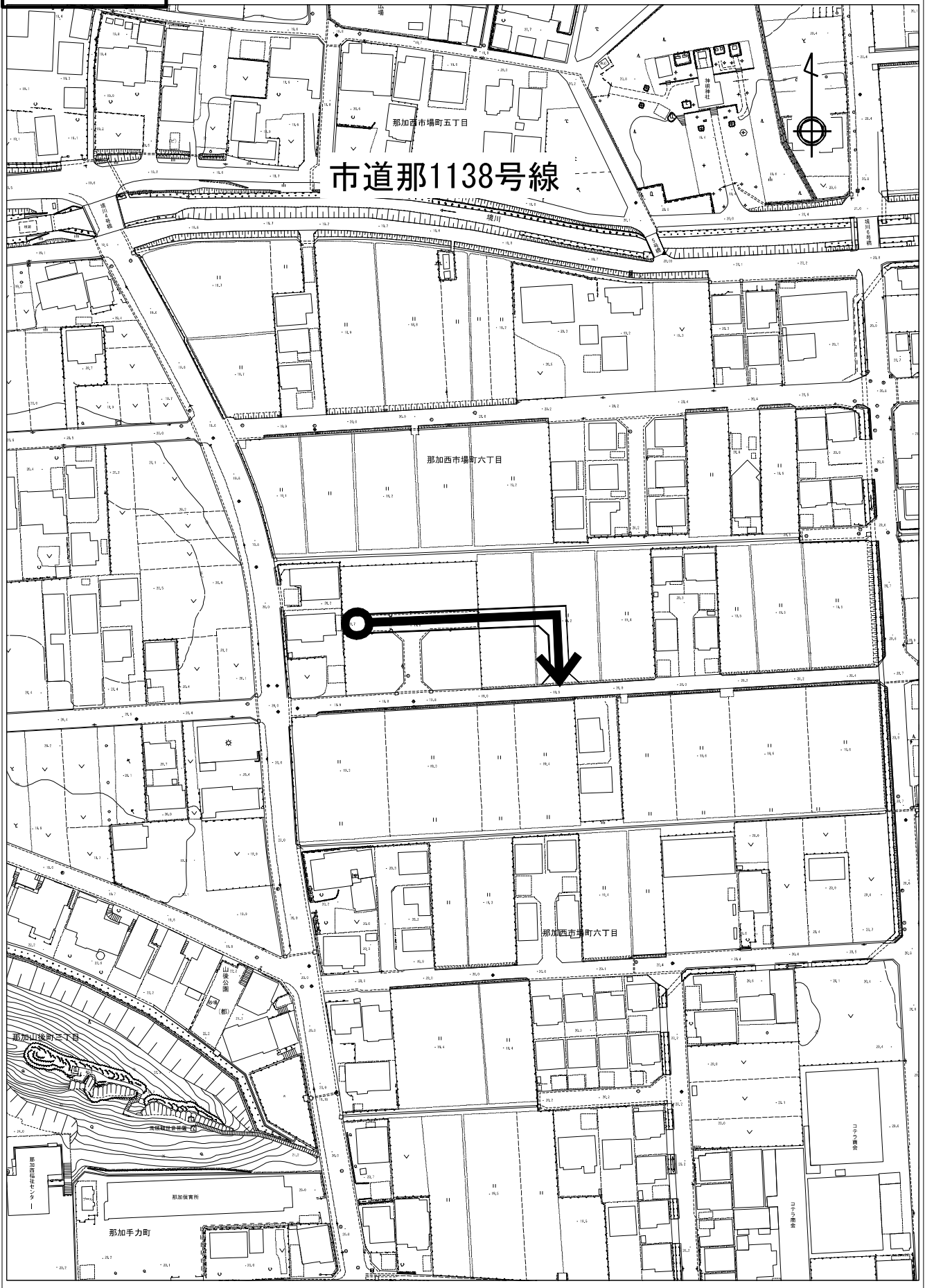
1 廃止路線

路線名	起 点		重要な経過地
	終 点		
市道 那1138号線	各務原市那加西市場町6丁目81番1	地先から	
	各務原市那加西市場町6丁目81番5	地先まで	

2 認定路線

路線名	起 点		重要な経過地
	終 点		
市道 那1138号線	各務原市那加西市場町6丁目81番1	地先から	
	各務原市那加西市場町6丁目83番6	地先まで	





議第98号

各務原市教育委員会委員の任命について

各務原市教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和2年11月25日提出

各務原市長 浅野健司

住 所 愛知県名古屋市西区上名古屋※※※※

氏 名 林 ゆ り

生年月日 昭和42年※※月※※日

提案理由

各務原市教育委員会委員青木文子氏の任期が12月18日に満了するため、その後任に林ゆり氏を任命しようとする。

